

# 保存版

家 保護者の皆様

令和2年6月16日

京都市立鷹峯小学校  
校長 稲垣 知裕

## 台風接近に伴う非常措置について

平素は何かと本校教育にご協力、ご支援をいただきまして誠にありがとうございます。

「台風接近に伴う非常措置への対応」が必要になった場合について、ご確認いただきますようご連絡いたします。

台風等の接近により 〈京都市〉に「暴風警報」が発令された場合 下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオなどの報道に注意していただきますようお願いいたします。

平成22年5月27日より、大雨や洪水等に対する警報・注意報の対象区域が市町村単位に変更（〈京都・亀岡〉→〈京都市〉）されましたのでご承知おきください。

- ・テレビ・ラジオでは「京都府南部」「京都・亀岡」地域で報道される場合もあります。
- ・「暴風警報」以外の警報については、非常措置の対象となりません。

なお、それに伴って「特別警報」が発令された場合の措置についても、合わせてご確認ください。

### 記

#### 1. 登校前に「暴風警報」が発令された場合

(1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ◆午前 7時までに解除になった場合 … 平常通り授業
- ◆午前 9時までに解除になった場合 … 3校時(10時35分)から授業(10:00集合・集団登校)
- ◆午前11時までに解除になった場合 … 5校時(1時35分)から授業(1時集合・集団登校)  
※本来ならば曜日によって校時が違いますが非常措置の場合は一律1時35分より授業を始めます。
- ◆午前11時現在、警報発令中の場合 … 臨時休業

#### 2. 在校中に「暴風警報」が発令された場合

気象状況や通学路の状況などに十分配慮し、安全を確認し集団下校します。

下校できる状況になり、帰宅させる場合には、「緊急災害時における確認事項」(年度当初記入)に基づいて集団下校、または学校待機後に保護者に児童を引渡します。

- もし、以前に記入していた内容から、下校方法、帰宅先、児童引き渡し方法に変更がある場合には、連絡帳などで早急に担任にお知らせください。

#### 3. 「特別警報」が発令された場合

(1) 前日の下校時から当日の登校時までの間に「特別警報」が発令された場合

- ・午前0時までに解除になった場合 5校時(1時35分から平常授業(給食は中止)【1時集合・集団登校】)  
※本来ならば曜日によって校時が違いますが非常措置の場合は一律1時35分より授業を始めます。

- ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

(2) 在校中に「特別警報」が発令された場合は、直ちに臨時休業とします。その後の対応は、上記の「2. 在校中に「暴風警報」が発令された場合」に準じます。

※上記の措置は、今後接近する台風においても同様ですので、このプリントをどこか目につく所などに掲示していただきたいと存じます。

※緊急災害時は、学校HPやPTAメール配信によって対応措置などの情報を配信いたします。